

空き店舗出店支援事業 (高知県空き店舗対策事業費補助金)

「商店街等の空き店舗へ出店される方」を支援します！！

補助対象者

商店街等（県内各地域の中心商業エリア）において、使用されなくなつて3月以上その状態が継続している空き店舗で開業する、個人・法人等で下記の要件を満たす方

- ①国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない方
- ②許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している方
- ③出店計画について、事業計画書、簡易資金繰り予定表等の内容をもとに県の中小企業診断士が実施する経営指導を受け入れる方
- ④出店計画策定及び出店後において、商工会・商工会議所等の経営サポートを受ける方

※その他、詳細な要件及び各地域の補助対象エリア等については、県経営支援課または、県内各商工会・商工会議所にお問い合わせ下さい。

補助の対象事業

出店者が商店街等の空き店舗を活用して行う小売業、飲食業又はサービス業
※昼間に営業を行うこと
※1階又は2階の店舗であること

補助対象経費

【店舗改装費】

- ・内外装整備は必要最小限度のもの
- ・店舗構造の変更、華美な装飾等は対象外（建築確認が必要となる大規模修繕費、建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は対象外）
- ・設備や備品は原則補助対象外（ただし、改装に密着不可欠なものは対象）
- ・空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は対象外

補助率／補助額

（補助率）	（補助限度額）
補助対象経費の	上限額 100万円
1／2以内	下限額 10万円



詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

高知県商工労働部経営支援課 商業流通担当

住所 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎5階）

TEL 088-823-9679

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2020022700403.html>